

事務連絡
令和4年10月11日

吉賀町商工会会員の皆さんへ

吉賀町長
(税務住民課)

マイナンバーカードの取得について（お願い）

秋冷の候、皆様方におかれましては、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、役場業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、国は、令和4年度末までに全国民にマイナンバーカードを普及するよう取り組みを行っております。

マイナンバーカードは身分証明書として公的な本人確認書類として利用できるほか、健康保険証としても利用できます。更にオンラインでの確定申告にも利用できるといったメリットもあります。

国はマイナンバーカードの取得率を地方交付税算定に反映させるほか、デジタル田園都市国家構想交付金の申請基準とするなど厳しい条件を設定しております。現時点で吉賀町のカード取得率は全国平均以下と厳しい状況となっており、皆様のご理解をいただきまして、マイナンバーカードの普及を推進したいと思っておりますのでご協力の程よろしく申し上げます。



マイナンバーカードを使って申込みすると

最大 **20,000 円分** のポイントがもらえるよ！

- ① カードの取得及び2万円までのチャージ又はお買い物で最大5,000円分のポイント付与
- ② 健康保険証利用申込みで7,500円分のポイント付与
- ③ 公金受取口座登録で7,500円分のポイント付与

※①はマイナポイント第1弾に申込んでいない方が対象です

※マイナンバーカードを2022年12月末までに申請された方が対象です。

※ポイント付与の申込みは来年2月末まで。



ご不明な点はお問合せください。吉賀町役場税務住民課 0856-77-1113

柿木地域振興室 0856-79-2211